

中能登町防災アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災に関する専門的な知識や技能を有する者を地域の団体等（主として中能登町民により構成される非営利のものに限り、政治又は宗教活動を目的とするものを除く。以下同じ。）の研修等の開催場所等へ派遣し、防災の啓発活動を実施することにより、地域等における自主防災活動を支援し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災アドバイザー」とは、防災に関する専門的な知識や技能を有する者で、石川県防災人材バンクに登録されているものをいう。

(活動内容)

第3条 防災アドバイザーの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 防災に関する学習会等における講演
- (2) 防災訓練の企画及び実施に関する助言及び指導
- (3) 地区防災計画の作成に関する助言及び指導
- (4) 個別避難計画作成の助言及び指導
- (5) 災害教訓語り部

(紹介の依頼)

第4条 防災アドバイザーの紹介を希望する地域の団体等の 代表者（以下「依頼者」という。）は、石川県防災人材バンク紹介依頼書により町長に紹介を依頼するものとする。

2 防災アドバイザーの派遣を依頼することができる研修等は、参加予定人数が10人以上である研修等とする。

(防災アドバイザーの紹介)

第5条 町長は、前条の規定による依頼があったときは、防災アドバイザーの中から適当と認められる者を選定し、当該防災アドバイザーの内諾を得た上で、依頼者に紹介するものとする。

(費用弁償等)

第6条 防災アドバイザーの具体的な活動内容及び日時並びに活動に要する費用（謝礼金及び旅費を除く。）その他諸条件は、防災アドバイザーと依頼者との合意によるものとする。

2 町は、前項の活動に際し、機材の貸与等により活動を支援するものとする。

3 第1項の合意に基づき防災アドバイザーが活動を行ったときは、当該防災アドバイ

ザーは、町によって派遣されたものとみなす。

(実績報告)

第7条 依頼者は、防災アドバイザーの活動終了後、石川県防災人材バンク実績報告書に活動時の写真その他活動内容が分かるものを添えてその活動内容を町に報告するものとする。

2 町は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る活動内容に応じ、当該報告に係る防災アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝礼金及び旅費を支払うものとする。

3 防災アドバイザーが派遣された研修等の参加人数が10人未満の場合は、謝礼金及び旅費は支給しない。ただし、当該研修等への申込人数が10人以上の場合で、参加人数が10人未満となったことについてやむを得ない事情があったと町長が特に認めるときは、この限りでない。

4 謝礼金及び旅費の額については、町長が別に定めるところによる。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。